

『新長田駅前ビル』における 大規模小売店舗立地法に係る変更についてのお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和6年10月2日付で神戸市に届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗を設置する者

一般財団法人神戸住環境整備公社
代表理事 三木 太志
神戸市長田区二葉町五丁目1番32号

■大規模小売店舗の名称・所在地

名称：新長田駅前ビル
所在地：神戸市長田区若松町5丁目5番1号

■変更しようとする事項

①駐車場の位置

(変更前)： 新長田駅前駐車場に45台
新長田地下駐車場に55台 2箇所に計100台

(変更後)： 新長田駅前駐車場に100台

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)： 出口・入口 各2箇所

(変更後)： 出口・入口 各1箇所 (新長田駅前駐車場のみ)

■変更する年月日

令和6年10月末(予定)

※今回の変更は、大規模小売店舗において届出を行っている2箇所の提携駐車場を1箇所とする変更届出ですが、現在の割引券対応に変更はありません。

■お問合せ先

- 一般財団法人神戸住環境整備公社
担当：西田 (TEL:078-647-9710)
- 神戸市経済観光局経済政策課 (TEL:078-984-0328)